

# COP22 マラケシュ会議の結果と評価

2016年11月21日

特定非営利活動法人気候ネットワーク

## ■ マラケシュ会議の概要

国連気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22 マラケシュ会議)が2016年11月7日から18日(19日未明)にかけて、北アフリカのモロッコの都市マラケシュにて開催されました。

マラケシュ会議に先立ち、11月4日には、「パリ協定」が発効しました。パリ協定は、昨年2015年のCOP21パリ会議で採択された、世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることをめざす国際条約であり、現在はこれを実施に移すための詳細ルール(ルールブック)をめぐる交渉が行われています。マラケシュ会議では今後の作業の進め方に合意することがめざされていました。

パリ協定が採択から1年足らずという異例のスピードで発効した祝賀ムードの中、交渉は比較的順調に進められました。パリ協定のルールブックをめぐる6つの議題にわかれて議論が行われ、2018年のCOP24を期限に合意することと、それまでの作業スケジュール(工程表)について合意されました。また、COP議長を務めたモロッコ政府より、各国に気候変動対策を呼びかける「マラケシュ行動宣言」が発出されました。今後は、工程表に沿って、パリ協定の実効性を高め、各国の目標や対策強化を促すことのできるルールブックを作成し、2018年までに合意することが課題です。

会期中、気候変動に懐疑的とされるトランプ氏が次期米国大統領に決まりましたが、会議の進行に悪影響はありませんでした。むしろ、「すでに発効したパリ協定の意義は揺らぐことはない」、「我が国はパリ協定のもと取り組みを続ける」との決意表明が多く政府代表から聞かれました。また、マラケシュ会議では、パリ協定の採択と発効を受け、各国政府、地方自治体、ビジネスセクター、市民社会による気候変動対策や再生可能エネルギーのイニシアティブも数多く発表されました。

会議期間中の11月8日にパリ協定に締結した日本は、その出遅れを取り戻し、以下を通じてパリ協定の目標の達成に貢献し、国際的役割を果たしていく必要があります。

- 日本の長期低排出発展戦略の策定
- 国内の2030年までの排出削減目標の引き上げと政策措置の実施
- 原子力と石炭火力発電を推進する方針の抜本見直しと、実効的な政策措置の実施

## ■ マラケシュ会議の交渉と結果

### 1. マラケシュ会議の全体像

マラケシュ会議では、次の6つの会議体で交渉が行われました。

- 国連気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)
- 京都議定書第12回締約国会合(CMP12)
- パリ協定第1回締約国会合(CMA1)
- パリ協定の実施に関する特別作業部会第1回第2部(APA1-2)
- 第45回実施に関する補助機関会合(SBI45)
- 第45回科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合(SBSTA45)

これらの会議体では、予め各国によって合意されたそれぞれの議題に沿って、今後のパリ協定締約国会議(CMA)の開催の仕方、パリ協定を実施するための詳細ルール(ルールブック)の内容と今後の作業スケジュール(工程表)、2018年に開催される各国の進捗チェック「促進的対話」のあり方、途上国における排出削減や気候変動の適応のための気候資金、気候変動の悪影響による損失と被害への対処について議論が行われました。

今回の会議では、パリ協定に基づいて実施される詳細ルールの内容そのものよりも、その協議を今後どのように進め、いつまでに合意するのかという、手続き論が中心でした。政府間交渉のプロセスでは、国際約束の具体的な内容について交渉する前に、交渉を始めるか否か、交渉を始めるならどのような議題を設定するのか、合意された議題についていつまでに、どのように協議を進めるかについて合意することが必要です。マラケシュ会議は、まさに、パリ協定のルールブックの合意の実現に向けて、欠かすことのできない準備運動のような会議でした。

マラケシュ会議では、利害が先鋭化する具体的なルールの本格交渉の前であったこともあり、比較的会議はスムーズに進みました。また、気候変動に対する危機感がますます高まっていること、パリ協定の早期発効を祝福するムードもあり、全体として前向きな雰囲気で行われていました。

また、過去のCOP決定にもとづいて開催することが決定されていた2020年までの排出削減努力・支援の強化に関する促進的対話や、2020年までの排出削減努力・支援の強化と気候資金に関する閣僚級イベントに加え、各国政府や国際機関、研究機関、環境NGOなどによる気候変動の科学や対策に関する様々なサイドイベントや記者会見が行われました。

## 2. マラケシュ会議のポイント

### (1) パリ協定締約国会合（CMA）の今後の進め方

気候変動に対する強い危機感と、パリ協定を速やかに実施に移そうという国際社会の気運の高まりの中、パリ協定は採択から 1 年足らずという異例のスピードで発効しました。その結果、パリ協定の規定にもとづき、早くもマラケシュで、第 1 回パリ協定締約国会合（CMA1）が開かれることになりました。パリ協定は、CMA1 において決定しなければならない事項について定めていますが、それを議論するパリ協定の実施に関する特別作業部会（APA）はまだ 1 度しか開催されておらず、作業は途中段階にあります。つまり、CMA1 で決定すべきルールブックの交渉にはもう少し時間がかかるのです。

そのため、今回のマラケシュ会議では、ルールブックの合意期限を決めるとともに、今後の CMA の進め方について合意する必要性がありました。マラケシュ会議では、2017 年までにルールブックに合意することにしようという意見が出る一方、批准済みの約半数の国のみでルールブックを決定することは、国際社会全体での行動を促すパリ協定にそぐわないとの意見もありました。

協議の結果、マラケシュで開催された CMA1 を中断すること、2017 年に COP23 が開催される際に「第 1 回第 2 部（CMA1-2）」として再開してルールブックづくりの進捗確認を行って再び中断すること、2018 年に COP24 が開催される際に、「第 1 回第 3 部（CMA1-3）」を再開して、ルールブックを完成させることが決まりました。そして、ルールブックづくりの交渉は、まだパリ協定を批准していない国も全て参加する COP の下の作業部会である APA で引き続き行われることになりました。

### (2) APA1-2：パリ協定のルールブック交渉の工程表づくり

パリ協定のルールブックづくりのための協議は、パリ協定実施のための特別作業部会（APA1-2）のもとで議論が行われました。APA の交渉は、6 つの議題に分かれており、2018 年のルールブック完全合意に向けて、来年 2017 年にすべき作業スケジュールについて決定しました。また、今後の交渉の具体的な論点が抽出・特定されるなど、ルールブックづくりの中身に関わる議論でも一定の前進がみられました。議題と今後の作業は、次の通りです。

#### ① 排出削減（議題 3）

パリ協定では、全ての国は自国の「国別貢献（NDC）」を 5 年毎に策定し、国連に提出することを義務づけています。NDC は、温室効果ガス排出の削減目標や対策、適応・資金の対策などを含む各国の気候変動対策の計画です。マラケシュ会議では、排出削減に係る NDC の特徴、NDC として国連に提出すべき情報、各国の排出削減努力の算定ルールの方針と、これらの協議の今後の進め方について議論が行われました。

会議の結果、これらの論点について 2017 年 4 月 1 日までに各国が意見を提出し、条約事務局が、それらを同年 5 月に開催される APA1-3 までに取りまとめることになりました。また、同年 5 月 6 日に、交渉の結果を予断しない非公式で自由な形式のラウンドテーブルでの協議を開催し、上述

の論点について議論することも決まりました。ただし、このラウンドテーブルに参加できるのは政府のみで、環境 NGO などのオブザーバーは参加できないことになってしまいました。

## ②適応の報告（議題4）

パリ協定では、全ての国に対し、強制ではないものの、NDC において排出削減だけでなく、気候変動の適応策（適応目録）についても、優先事項や実施や支援に関するニーズ、計画や行動などについて取りまとめ、報告するよう求めています。マラケシュ会議ではこの報告の仕方や今後の作業の進め方について議論が行われました。

結果として、条約事務局が、2017年2月15日までに、適応報告に含めるべき情報についての参考文書を取りまとめること、同年3月30日までに各国が意見を提出すること、同年4月30日までに各国の意見をまとめた文書を事務局が用意すること、さらに、同年5月6日に、この議題についてのワークショップを開催することが決まりました。

## ③透明性の枠組み（議題5）

パリ協定には、国際社会の理解を進めるために、各国の国内対策や途上国支援についての情報の公開など、透明性の枠組みが盛り込まれています。その指針や手順、そしてその議論の今後の進め方について協議が行われました。

マラケシュ会議の結果、この透明性の枠組みに関して、(a)透明性の枠組みの様式、手順、手続きの構成要素は何か、(b)条約の下に既存の仕組みの上に、新たな透明性の枠組みをどう構築するか、(c)十分な能力を持たない途上国にどのような柔軟性のある措置を認めるか、(d)COP21ですでに決定されていること（第1回の報告年や、見直し、更新、定期的な間隔）の他に何を検討すべきか、という点について、各国が2017年2月15日までに意見を提出することが決まりました。また、2017年5月に開催されるAPA1-3に先立ってワークショップを行い、これらについて議論し、APA共同議長が、その結果をまとめた報告を同年5月の会合に提出することが決まりました。

## ④グローバル・ストックテイク（議題6）

パリ協定では、1.5～2℃未満とそのため実質排出ゼロを実現するという目標に向けて、世界の気候変動対策の進捗状況を5年毎に確認することになっています。これを「グローバル・ストックテイク」と呼びます。第1回目のグローバル・ストックテイクは2023年に開催されることが決まっています。マラケシュ会議では、これについて、どのような情報を参考にするのか、また手順をどうするかについて議論されました。その結果、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の科学的知見をどのように参考にできるかについてのSBSTAからの助言を歓迎した上で、グローバル・ストックテイクに関して、各国が意見を2017年4月30日までに提出することが決まりました。

今回の決定では、グローバル・ストックテイクについては、次の論点に対する意見の提出が求められています。

- (a)パリ協定の目的とその長期目標の達成に向けて、世界全体の進捗をどのように理解し、評価すべきか？その評価を、最新の科学的知見に照らしながら、排出削減や適応、途上国支援について包括的かつ促進的にどのように進めるべきか？

- (b)パリ協定のグローバル・ストックテイクの条項(14 条)と、直接あるいは間接的に関連する他の条項との関連をどのように理解すべきか？
- (c)パリ協定の目的とその長期目標の達成に向けた進捗をチェックする際、排出削減、適応、途上国支援というすべての要素における様々な情報をどのように得るか？
- (d)グローバル・ストックテイクが促進的でオープンで包摂的かつ効率的で実効的になるにはどのような手順が必要か？どのように情報が報告されるべきか？
- (e)CMA はどのようにグローバル・ストックテイクの進行を補助するのか？他のどのような機関、どのようなプロセスが、どのようにグローバル・ストックテイクと関連づけられるのか？
- (f)グローバル・ストックテイクの最適なスケジュールや、その段階や流れはどういうものか？
- (g)国別に決定する様式を尊重し、気候変動対策の国際協力を強化するためには、どのようにグローバル・ストックテイクの成果を各国に通知するべきか？
- (h)どのような情報がグローバル・ストックテイクの成果に有効か？

これらの項目は、グローバル・ストックテイクが「排出ゼロ」の実現に向けて、各国の目標引き上げを促す役割を果たす機会となっていくために、極めて重要なものです。

#### ⑤実施と遵守の促進（議題 7）

各国がパリ協定の規定を守り、対策の実施を確保するにはどうすればよいのかを検討する議題です。パリ協定は、京都議定書と異なり、排出削減目標を達成できなかった場合の措置はありません。パリ協定がめざす目標の達成にむけた各国の取り組みを強制するのではなく、促進させることによって実現をめざすものです。

マラケシュ会議の結果、各国は、2017年3月30日までに、パリ協定第15条(実施・遵守促進メカニズムと促進委員会)と関連する COP21 決定に沿って、(a)促進委員会を効果的に運営するために必要な手順、手続き、(b)そのような手順や手続きによって対処される要素の精査、(c)促進委員会の12人の構成メンバーの選定に向けた作業の今後の進め方に関する意見を提出することになりました。

#### ⑥パリ協定の発効の準備やその他の議題（議題 8）

議題8は、パリ協定の実施のため、パリ協定の発効の準備、CMA1の開催、パリ協定やCOP21決定に基づくSBの作業の進捗チェックなどを行っています。CMA1の開催については、上述の通り、2017年、2018年のCOPでそれぞれCMA1-2、CMA1-3を開催することになりました。また、後述の通り、適応基金の位置づけについても議論されました。

表 パリ協定の詳細ルールに関する今後の作業

項目	各国の意見提出期限	その他の作業
① 排出削減・NDC(議題 3)	2017 年 4 月 1 日	条約事務局が各国意見をとりまとめる。 2017 年 5 月 6 日に非公式なラウンドテーブル開催
② 適応の報告(議題 4)	2017 年 3 月 30 日	条約事務局が 2017 年 2 月 15 日までに含めるべき情報をとりまとめる。 条約事務局が各国の意見を取りまとめる。 2017 年 5 月 6 日にワークショップを開催。
③ 透明性の枠組み(議題 5)	2017 年 2 月 15 日	2017 年 5 月の APA1-3 に先立ってワークショップを開催する。 APA 共同議長がワークショップの結果報告を APA1-3 に提出する。
④ グローバル・ストックテイク(議題 6)	2017 年 4 月 30 日	—
⑤ 実施と遵守の促進(議題 7)	2017 年 3 月 30 日	—
⑥ その他(議題 8)	—	—

出典: APA1-2 結論文書より気候ネットワーク作成

### (3) 2018 年の促進的対話

COP21 では、各国の排出削減努力を強化するきっかけとするために、世界全体の気候変動対策の進捗状況をチェックする促進的対話を 2018 年に開催することになりました。2018 年には気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が気温上昇 1.5°C 未満の場合の排出削減シナリオや気候変動影響に関する研究成果をまとめた特別報告を発表する予定にもなっており、2018 年は世界中の気候変動対策を大きく前進させるために重要な年となります。

ところが、この促進的対話をどのように行うのかは決まっておらず、今回のマラケシュ会議の公式な議題にも入っていませんでした。そこで、今回の会議では、各国の対策強化につながるような実効性のある促進的対話を実現するため、まず、促進的対話のやり方について議論することを公式に位置付けることが重要でした。これは環境 NGO も重視してきた点です。協議の結果、2018 年の促進的対話のあり方について、COP22 議長と COP23 議長が協力して、包摂性と透明性のある形で、締約国間の協議を行うことが決まりました。また、2017 年 5 月に開催される補助機関会合で、2 人の COP 議長が 2018 年の促進的対話の準備状況について報告を行うことも決まりました。

### (4) 適応基金の位置づけ

今回の会議では、APA や COP において、今後の適応基金の位置づけが大きな議論になりました。適応基金は、途上国における適応策を支援するために京都議定書のもとに設立されたもので、

資金源としてクリーン開発メカニズム(CDM)と共同実施(JI)の発行クレジットの2%相当の資金を積み立てる仕組みとなっています。国連環境計画(UNEP)の試算によれば、途上国の適応策に必要な資金規模は、現在年間560-730億米ドルで、今後13年間で1300-3000億米ドルに膨れ上がるとされています。しかし、現状では十分な資金が拠出されていないため、今後も適応基金を活用して適応策のための資金確保を進めることへのニーズが途上国の国々から高まっています。

このような背景のもと、今回のマラケシュ会議では、今後、適応基金をパリ協定に位置づけるかどうか、また、位置づける場合、今後どのように作業を進めていくかについて議論が行われました。結果として、パリ協定のもとに適応基金を位置づけること、今後の適応基金のガバナンス、組織的取り決め、セーフガードや運用指針についてAPAで検討を続け、2018年のCMA1-3でその詳細を決定することが決まりました。また、これらの点について、各国が2017年3月31日までに意見を提出することになりました。

### 3. 今後の予定

マラケシュ会議では、2017年のCOP23は、小島嶼国であるフィジーが議長国を務めること、ドイツのボンで開催することが決まりました。気候変動の影響に最も脆弱な小島嶼国がCOP議長を務めるのは初めてのことであり、リーダーシップが期待されます。また、2018年のCOP24の開催国には、現在ポーランドが立候補しています。

- 2017年5月8日～18日 第46回補助機関会合(SB46):ドイツ、ボン
- 2017年11月6日～17日 国連気候変動枠組条約締約国会議(COP23):ドイツ、ボン

## ■ マラケシュ会議の成果と課題

### 1. 2018年合意に向けて、パリ協定の詳細ルール交渉が本格始動へ

歴史的合意「パリ協定」は2016年11月4日、採択から1年にも満たないうちに発効に至りました。その祝福ムードで開催された会議は、途中、米大統領選の結果による衝撃もあり、様々な憶測も飛び交いましたが、交渉に実質的な影響を与えることなく、これからのパリ協定の詳細ルールについて、2018年までの期限を区切った作業計画と工程表に合意しました。また、2018年の促進的対話の実施のあり方についても、議長による協議などを経てCOP23に報告することが決まりました。

これらは全て手続き的なことですが、パリ協定に定められた規定を各国が国内で実施に移すための交渉に入るための必要なステップであり、大事な成果です。工程表では、各国が2017年5月

に開かれる次の会議までに十分に国内で検討して意見を提出し、速やかに交渉が始められるよう段取りが付けられました。これによって、パリ協定のルールブックづくりの交渉を本格的に始めることができることになり、順調な滑り出しとなりました。次の重要な山場は、2018年の詳細ルールの完全合意の実現となります。パリ協定のゴールを実現するため、世界各国による排出削減目標・対策の強化も、これまで以上に求められることになります。

## 2. 各国から続々と表明されるパリ協定への強い支持

モロッコ国王や潘基文国連事務総長、フランスのオランド大統領を始め、多くの閣僚が参加して行われた閣僚級会合では、各国首脳や大臣から次々とパリ協定への強い支持が表明されました。その中でも、米国の次期大統領を意識し、「パリ協定を守り抜かなければならない」「(他の国がどうしようともはや後戻りすることはない)」などといった演説も、先進国・途上国を問わず、多数の国から聞かれました。パリ協定に対しては、世界から揺ぎない支持が与えられています。これからの世界、そして各国の発展の基礎となっていくことでしょう。

## 3. 新たなイニシアティブの発表合戦 ～世界の4分の1の国が再エネ100%を目標に

今回のマラケシュ会議では、公式な議題のもとでの協議は手続き問題が中心であったのに対し、実質的な中身のある話は、むしろ大臣演説やサイドイベント、記者会見の方に多く見られました。イニシアティブのいくつかを紹介します。

- ✓ 大臣演説では、スウェーデンが2045年に、ポルトガルが2050年に、カーボン・ニュートラル(CO<sub>2</sub>純排出ゼロ)を目指すと発表し、ブラジルからCO<sub>2</sub>排出の多い石炭への投資を止めることを発表した。
- ✓ ドイツ、アメリカ、カナダ、メキシコは、スケジュールを大幅に前倒して、2020年までに提出することになっている長期低排出発展戦略をこのマラケシュ会議中に発表した。それぞれの内容には特徴があるが、いずれも排出ゼロに近づけるための経路を示し、将来のビジョンを明確に提示したものと見える。
- ✓ 気候変動に最も深刻な影響を受ける脆弱な47の国々で構成される気候脆弱国連合(Climate Vulnerable Forum: CVF)は、遅くとも2030～2050年に再生可能エネルギー100%を実現し、2020年よりも前に国別約束(排出削減目標)を引き上げると発表した。
- ✓ 昨年2015年にパリで生まれたアフリカ再生可能エネルギーイニシアティブや国際ソーラー同盟などの、途上国で安価な再生可能エネルギーを急速に普及させるための国境を超えた政府間のイニシアティブは、マラケシュでより強固に、また確実に拡大していることが紹介された。
- ✓ サイエンス・ベース・ターゲットと呼ばれる、科学に基づいた目標にコミットする企業の数が増え、200社に上ったと報告された。
- ✓ アメリカでは、大統領選の結果を受け、365の企業や投資家がパリ協定の支持を表明し、引き続きパリ協定にコミットすること、低炭素経済への投資、パリ協定への参加を次期大統領に要請した。

このように、マラケシュ会議は、パリ協定が、多様なアクターの明確な決意を引き出し、様々な脱

炭素化への意欲的な行動を加速させていることを確認する場でもありました。多様な主体のコミットメント合戦は、今後ますます勢いを増し、脱炭素経済への転換を牽引していくことでしょう。

## ■ 日本の課題とこれから

### 1. 会議中にパリ協定を締結 ー実施への強いコミットメントを

日本は、マラケシュ会議の期間中の 2016 年 11 月 8 日にパリ協定の締結を済ませました。締結が会議開催初日に間に合わず、世界で 103 番目と大きく出遅れてしまい、世界のリーダー的役割を果たす機会を逸したことは、これからの脱炭素化時代に向けた国際的地位にも大きく影響する外交上の失態となりました。ともあれ、締結を済ませた今、1.5～2℃目標、今世紀後半(早ければ 2050 年頃)の実質排出ゼロというパリ協定の目標を世界と共有し、またこれを日本の目標として明確に位置づけ、これから実施に向けて行動する決意を持ち、重要な政策課題として取り組まなければなりません。

### 2. 日本の長期低排出発展戦略の策定で、将来ビジョンの明確化を

マラケシュ会議では、多くの国から、2050 年までの自国のビジョンの発表がありました。ドイツは世界で最も早く長期低排出発展戦略を発表し、続いて、アメリカ・カナダ・メキシコの隣り合う 3 カ国は、同時に、それぞれの長期低排出発展戦略を発表しました。気候変動に脆弱な小さな国々の集まりである気候脆弱国連合(CVF)も、2020 年よりも前に長期戦略を策定することを宣言し、さらに、再生可能エネルギー100%を目指す方針を掲げ、2020 年までの目標の引き上げを表明しました。世界の約 4 分の 1 の国々からなる CVF は、個々には小さくともその排出量を足し合わせると世界第 5 位の日本の総排出量を上回る規模となり、その政治的なインパクトは大きいものです。

このような意欲的なイニシアティブが発表される中、日本は、長期戦略の策定をマラケシュ会議に間に合わせるのをおろか、まだ検討にも本格着手したといえない状況で、とりまとめる時期も決まっています。日本は、長期戦略の策定でも他に遅れを取りつつあります。日本は、遅くとも 2017 年中に長期戦略を策定し、次の COP までには世界にそれを発表できるよう、準備を進めるべきです。そして、2050 年 80%削減を更に引き上げゼロにすることを目指し、その排出経路を描くことが必要です。それが 2018 年の促進的対話の実効性を上げるための日本の貢献になります。

### 3. 日本の途上国支援のイニシアティブ

山本公一環境大臣は、マラケシュ会議で、「日本の気候変動対策イニシアティブ～途上国のニーズに応じて～」を発表しました。このイニシアティブは、(1)二国間クレジット制度(JCM)を通じた低炭素技術の普及、(2)知見や経験の共有による適応能力の拡大、(3)透明性の枠組の向上につながる人材育成、(4)総合的なフロン抑制対策に向けた制度構築、(5)気候変動対策と合わせた持続可能な社会への支援、で構成されています。日本が途上国に対して様々な支援を行い、それらが地道に、また環境十全性を確保して推進されることは重要です。ただし、JCM の事業として、高効

率石炭火力発電などが含まれないようにすることや、途上国の排出削減努力とのダブル・カウンティングを回避したものであることが必要であり、引き続き注視していく必要があります。

#### 4. 国内の 2030 年目標の引き上げと政策措置の実施

上記の通り、山本大臣からは途上国向けのイニシアティブは発表されましたが、日本自らの国内対策は、既存の目標などの紹介に止まりました。日本の責任は、まず国内で着実に脱炭素化に向け、率先して行動することです。しかし、COP22の会期中に発表された、ドイツの環境 NGO のジャーマン・ウォッチによる各国の気候変動政策の評価ランキングでは、対象 58か国中、下から 2 番目で、昨年 2015 年よりも 2 段階ランクを下げています。日本の国内対策は、パリ協定の成立後も一歩も前に進めておらず、国際的にも、不十分に過ぎると認識されていることが、ここからもわかります。

日本は、脱炭素経済を見通した時代認識を持ち、炭素への価格付けを始めとする政策を強化する必要があります。また、CO<sub>2</sub> 削減を理由にした原子力発電への回帰はありません。原子力発電と石炭火力発電をベースとしたエネルギー政策から脱却し、再生可能エネルギーとエネルギー効率化を加速させる政策体系を確立していかなければなりません。

#### 5. パリ協定と矛盾する石炭火力 ～また化石賞を受賞、早急な見直しが必要

会期中の 17 日、日本政府は、国内外の石炭火力発電プロジェクト推進を理由に、国際 NGO の気候行動ネットワーク(CAN)が交渉に最も後ろ向きの国に与える不名誉な賞である「本日の化石賞」を、第 1 位、第 2 位とダブル受賞しました。第 1 位は、国内の石炭火力の新設計画を進める日本が、化石燃料の利用を拡大している国として、トルコ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、インドネシアと共同受賞しました。そして、第 2 位は、日本が、世界そしてとりわけインドネシアで石炭火力プロジェクトに多額の融資をし、更に追加を検討していることが理由の単独受賞でした。

Climate Analytics がマラケシュ会議で発表した新しいレポートでは、パリ協定の 1.5～2℃目標を達成するために今後排出できる量に照らせば、新規の石炭火力発電所を建設することができなくだけでなく、既存の石炭火力も全廃しなくてはならず、OECD 諸国は 2030 年にはゼロにしなくてはならないと指摘されています。パリ協定を締結した日本が、なお石炭火力の新設計画を国内外で推進し続けることは、パリ協定と完全に矛盾する行動です。石炭火力を推進する政府方針の見直しは急務であり、日本が直ちにに取り組むべき最重要事項の一つです。

お問い合わせ：特定非営利活動法人 気候ネットワーク (<http://www.kikonet.org>)

【東京事務所】〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

TEL: 03-3263-9210、FAX: 03-3263-9463、E-mail: [tokyo@kikonet.org](mailto:tokyo@kikonet.org)

【京都事務所】〒604-8124 京都府京都市中京区帯屋町 574 番地高倉ビル 305

TEL: 075-254-1011、FAX: 075-254-1012、E-mail: [kyoto@kikonet.org](mailto:kyoto@kikonet.org)